

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・旅行の真実性・実在性の確認について
■【会計監査人監査情報】
・令和5年度会計監査人による部局往査を実施中です
■【監査ニュース】
・研究力強化で 12 大学支援　文科省、5 年間で 55 億円 【1/11　毎日新聞】 他 6 件
■【Audit Cafe】
・好きな〇〇はイチゴ🍓です

表題写真　:無題

内 部 監 査 情 報



旅行の真実性・実在性の確認について

旅費支給手続きは原則、事前に旅行計画書を提出し承認等をうけたうえで、旅行をし、旅行を完了した翌日から起算し14日以内に旅行報告書を提出することとなっております。旅行計画書の提出を受けた事務部では、学会等の日程と旅程に齟齬がないか、合理的・経済的な通常の経路での移動になっているか、学会参加費に食事が含まれているのか・・・等々、たくさんのことをチェックする必要があります。その中でも基本の基となるのが、旅行の真実性・実在性の確認です。

何を今さら！と思われる方も多いかもしれませんが、旅行を承認等するうえでの重要なポイントですので、旅行を行う教職員、旅費業務システムにて旅行計画書等を作成する事務補佐員等、旅行計画書等をチェックし起案・承認する事務部の方々、皆さん、改めて必要な書類や記載についてご確認いただければと思います。

学会の場合は旅行計画書に**日時・場所等がわかる概要・プログラム等を添付**し、旅行報告書には**学会参加証を添付**していただいているかと思いますが、打合せ等の場合にはどうでしょう？メールで打合せ等の日程調整や訪問依頼などをしている場合には、旅行計画書にその**メール文を添付**するのが良いでしょう。学会で会った時やオンラインで話して次の打合せの日時や内容を決定した場合等、**当該業務の実施予定を確認**

できる書類がない場合には、旅行計画書の備考欄にその出張の日程等は誰とどのように決定したかを記載しましょう。

また、旅行報告書の成果欄については、「打合せを行った（学会に参加し発表を行った）」というような、用務欄のオウム返しになっているだけのもの、「打合せを行い（学会に参加し）、有益な情報を得た」というだけで具体的な成果の記載がないものでは、旅行の真実性・実在性を確認することができません。**「どこで」「だれと」「なにを」行ったのかの具体的な内容、及び当該旅行により「得られた成果」を併せて記載**することが必要です。

旅行者や事務補佐員等の中には「メールを PDF にするのが面倒だな」、「事務手続きに手間をかけたくないから成果欄も簡素に済ませるか」と思っている方もいるかもしれません。また、事務部の方々の中には「先生が本当に出張に行くのかどうかを疑うみたいで、これを研究室に確認・依頼するのは気が引けるな」と思っている方もいるかもしれません。もちろん、東北大学の教職員には旅費の架空請求をする人はいないはずですが、一方で、文部科学省の HP に掲載されている、研究機関における不正使用事案を見ると、毎年のように旅費の架空請求（カラ出張）が発生しております（参考：文部科学省 HP 研究機関における不正使用事案）。各種監査や外部資金の確定調査等の際にあらぬ疑いを持たれないようにするためにも、真実性・実在性を書類で確認できるようにしてください。

会計監査人監査情報

・令和5年度会計監査人による部局往査を実施中です

会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる部局往査が実施されています。部局往査の内容としては、病院 IT 監査のほか、各部局内の購買、旅費、謝金及び外部資金受入などの各取引に関する手続きフロー、固定資産の管理に関する手続きフロー、人事給与に関する手続きフロー、現金等有価物の管理に関する手続きフロー及び統制手続き全般について、その有効性を確認するために、事前に会計監査人が抽出した伝票等の閲覧やヒアリングを実施いたします。この会計監査人による部局往査は3月21日まで実施されますので、監査往査対象となった部局におかれましては、ご協力の程よろしくお願いいたします。

監査ニュース

・研究力強化で 12 大学支援　文科省、5 年間で 55 億円 【1/11　毎日新聞】
・スタートアップ支援　東北大など参加　MASP を採択　JST 基金事業 【1/13　河北新報】
・北大、組織改革に着手　研究・社会実装を両立 【1/22　日刊工業新聞】
・高知発　勤務医働き方改革　残業規制 4 月義務化 【1/30　日本経済新聞】
・仙台市新年度予算案 6481 円　男性育休取得後押し　東北大研究拠点を支援 【1/31　河北新報】
・10 大学で減額・不交付　私学助成金　福井工業大など 【1/31　日本経済新聞】
・大麻　早大元相撲部員有罪判決 【1/31　読売新聞】

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「好きな〇〇はイチゴです」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

イチゴの季節ですね！12月には高くてなかなか手が届かなかったイチゴですが、1月下旬以降は私の冷蔵庫に鎮座することも増えてきました。



私はイチゴが大好きです。昭和の？平成初期の？アイドル並みに「好きな果物はイチゴです」。しかし、子供のころはイチゴをそのまま食べるのはそれほど好きではなく、練乳が食べたくてイチゴを食べるという感じでした。他には、イチゴに砂糖をまぶして牛乳をかけてからイチゴを半分くらいつぶして食べる、という食べ方も好きでしたが、練乳や牛乳がないときにイチゴを出されると渋々食べていたものです。それが今や「好きな果物はイチゴです」になってしまったのです。



これはイチゴに限った話ではないのですが、最近の果物は何を食べても美味しいですよね。昔は甘みも酸味も弱い、味気ない果物にあたることも多かったような気がしますが、最近は普通のスーパーで買ってもハズレが少ないです。どの果物を食べても「今日のはイマイチだったな」が少なくなったため、子供のころよりも果物が好きになったような気がします。中でも、皮をむく必要がなく、水分も多く、甘さが強く、適度な酸味もあり、食べたときの香りも強いイチゴは私の中では最強です。

先日は友人一家とともに山元町へイチゴ狩りに行きました。友人の子供には「欲張って食べすぎないようにね。もうちょっと食べたいな。っていうくらいでやめるといいよ。」なんて言いましたが、そんな自分の発言は棚にあげ、私は欲張って食べに食べまくり、最後は無理をして100個を達成しました。私たちと同じハウス内にいた大学生と思しき男性は100個を目標にしていたようですが、「75個でもう無理だなー。100個って難しいんだなー」とつぶやいていたので、100個も食べるのはチョット難しいことなのかもしれません。山元町以外でも仙台市、亘理町、石巻市など県内の色々なところでまだまだイチゴ狩りを楽しめますので、皆さんも是非イチゴ100個にチャレンジしてみてはどうでしょう？

ここまで書いてふとイチゴについて調べてみようかな？と思い軽い気持ちで農林水産省のHPを見てみたところなんと！衝撃の事実が！！



『園芸学では、木の実（木本性）は果物（果樹）、草の実（草本性）は野菜と分類します。草本性であるいちごは野菜。また、農林水産省の作物の統計調査でも野菜に含まれています。ただし、実際は果物と同じように食べられていることから「果実的野菜」とも呼ばれています。』

皆さん、知っていましたか？私は初めて知りました。これからは「好きな野菜はイチゴです」というべきなのか・・・しかし、野菜と言うくくりにして好きなものを考えると、玉ねぎに勝るものはありません。かといって、「好きな果実的野菜はイチゴです」というのもナンダカナー。当面は、イチゴを堪能しながら悩み続けたいと思います。

ちなみに同じく農林水産省の HP によると『毎月 22 日はショートケーキの日。カレンダーを見ると 22 日の 1 週間前が 15 日。15（イチ・ゴ）が上にのっている 22 日が、ショートケーキを連想させることからショートケーキの日、というわけです。仙台の洋菓子店が発案したといわれています。』とのことです。残念ながら、その発案したお店はすでに閉店していました。大学生の時に、そのお店のケーキバイキングに友人と塩を持って行き、塩をなめながらケーキを食したのは良い思い出です。



監査室　エイミー

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：新沼）
022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、國分、清水石）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University